



監査結果報告書

宝 監 第 1 6 1 号
令和6年(2024年)12月27日

宝塚市長 山 崎 晴 恵 様

宝塚市監査委員 和 田 和 久
同 本 田 裕 一
同 村 松 あんな

令和6年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

ソリオ宝塚都市開発株式会社
社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会
一般社団法人宝塚にしたに里山ラボ
特定非営利活動法人宝塚高次脳機能障害者共生の会

地方自治法第199条第7項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり報告します。

ソリオ宝塚都市開発株式会社

第1 監査等の種類

出資団体監査

第2 監査等の対象

ソリオ宝塚都市開発株式会社（以下「会社」という。）における主に令和5年度の
市の出資金に係る出納その他の事務の執行

資本金の額 1,851,500,000 円

市の出資額 915,000,000 円

出資比率 49.4%

第3 監査等の期間

事務局監査 令和6年10月1日から令和6年11月28日まで

第4 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、会社が設立目的に沿って運営されているかどうか、経営成績及び財務状況は良好かどうか、出資金が目的に沿って適正に使用されているか、経理処理は適切かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第5 監査等の結果

会社は、設立目的に沿って運営され、出資に係る出納その他の事務についてもおおむね適正に執行されていました。

第6 指摘・意見

指摘・意見すべき事項はありません。

第7 会社の概要

1 名称等

- (1) 名称 ソリオ宝塚都市開発株式会社
- (2) 所在地 宝塚市栄町2丁目1番1号
- (3) 設立日 平成4年3月7日
- (4) 資本金の額 1,851,500,000円

2 目的

会社は次の事業を営むことを目的としています。

- (1) 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業務
- (2) 駐車場、駐輪場の管理運営業務
- (3) 店舗、倉庫、文化教養施設、遊技機及びスポーツ施設の管理運営業務
- (4) 店舗の販売促進の企画、調査研究及び指導の受託業務
- (5) 都市計画、都市再開発の計画、調査研究及び指導の受託業務
- (6) 中心市街地活性化事業実施に関する業務
- (7) 衣料品、日用雑貨、飲食料品の販売及び宝くじの受託販売
- (8) 収入印紙、郵便切手の売り捌き及び公衆電話受託業務
- (9) たばこ、酒類、清涼飲料水及び古物の販売業務
- (10) 広告代理業務及び貨物配送取扱業務
- (11) 店舗のクレジットカードによる売上代金の決済代行業務
- (12) 損害保険代理業務及び生命保険の募集に関する業務
- (13) 前各号に附帯する一切の業務

3 市との関係

- (1) 市出資額
915,000,000円 (49.4%)
- (2) 役員の兼務等
代表取締役専務 (元市職員)
取締役 (副市長)
監査役 (市都市整備部長)

4 事業年度

会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとなっています。

5 経営状況

第29期（令和元年（2019年）10月1日～令和2年（2020年）9月30日）から第32期（令和4年（2022年）10月1日～令和5年（2023年）9月30日）までの比較損益計算書及び比較貸借対照表は、次のとおりです。

比較損益計算書

(単位 千円、%)

科目	期	第29期	第30期	第31期	第32期		
		2019年10月 ～2020年9月	2020年10月 ～2021年9月	2021年10月 ～2022年9月	2022年10月 ～2023年9月	対前期 増減額	増減率
① 営業収益		716,964	721,829	904,185	908,381	4,196	0.5
	不動産賃貸収入	407,847	414,304	420,431	420,149	△ 282	△ 0.1
	駐車場収入	191,947	193,665	199,565	204,360	4,795	2.4
	業務受託収入	0	0	278,017	276,049	△ 1,968	△ 0.7
	その他事業収入	117,169	113,859	6,170	7,822	1,652	26.8
② 営業費用		492,595	486,165	665,116	685,888	20,772	3.1
	不動産賃貸原価	250,228	248,573	251,620	256,921	5,301	2.1
	駐車場原価	139,754	139,882	142,816	157,519	14,703	10.3
	業務受託原価	0	0	270,678	271,447	769	0.3
	その他事業原価	102,612	97,710	0	0	0	—
③ 営業総利益 (①-②)		224,368	235,663	239,068	222,493	△ 16,575	△ 6.9
④ 一般管理費		107,777	98,645	96,082	92,076	△ 4,006	△ 4.2
⑤ 営業利益 (③-④)		116,590	137,018	142,986	130,417	△ 12,569	△ 8.8
⑥ 営業外収益		20,111	3,997	7,394	14,683	7,289	98.6
	受取利息	2,150	2,597	2,858	3,444	586	20.5
	その他	17,960	1,399	4,535	11,239	6,704	147.8
⑦ 営業外費用		945	514	220	5	△ 215	△ 97.7
	支払利息	810	514	220	0	△ 220	△ 100.0
	その他	134	0	0	5	5	0.0
⑧ 経常利益 (⑤+⑥-⑦)		135,756	140,501	150,160	145,095	△ 5,065	△ 3.4
⑨ 特別損失		13	222	0	0	0	0.0
	固定資産除却損	13	222	0	0	0	0.0
⑩ 税引前当期純利益 (⑧-⑨)		135,743	140,278	150,160	145,095	△ 5,065	△ 3.4
⑪ 法人税、住民税及び事業税		45,851	47,696	45,170	17,679	△ 27,491	△ 60.9
⑫ 法人税等調整額		△ 1,502	△ 3,424	1,129	28,093	26,964	2,388.3
⑬ 当期純利益 (⑩-⑪-⑫)		91,394	96,006	103,861	99,322	△ 4,539	△ 4.4

※表中の金額については、単位未満を切り捨てていますので、その内訳と合計が一致しない場合があります。

比較貸借対照表

(単位 千円、%)

科目		期	第29期 2020年 9月末	第30期 2021年 9月末	第31期 2022年 9月末	第32期		
						2023年 9月末	対前期 増減額	増減率
流 動 資 産			1,223,527	1,191,008	1,194,421	1,339,816	145,395	12.2
	現金及び預金		1,058,075	1,050,546	1,096,082	1,193,725	97,643	8.9
	売掛金		18,550	19,003	31,642	34,682	3,040	9.6
	有価証券		70,014	60,006	0	30,009	30,009	—
	貯蔵品		131	193	203	303	100	49.3
	前払費用		37,573	38,606	38,660	40,246	1,586	4.1
	未収入金		121	36	48	8,345	8,297	17,285.4
	未収収益		585	712	748	820	72	9.6
	前渡金		0	20	0	0	0	—
	立替金		37,936	21,343	26,496	31,083	4,587	17.3
	預け金		539	539	539	599	60	11.1
固 定 資 産			2,664,070	2,698,073	2,752,487	2,694,139	△ 58,348	△ 2.1
	有形固定資産		1,790,237	1,757,188	1,736,291	1,727,683	△ 8,608	△ 0.5
	建 物		549,531	519,247	494,842	466,829	△ 28,013	△ 5.7
	構築物		0	0	0	0	0	—
	機械装置		0	0	3,462	2,769	△ 693	△ 20.0
	工具器具備品		16,942	14,177	10,607	30,704	20,097	189.5
	土地		1,223,763	1,223,763	1,227,379	1,227,379	0	0.0
	無形固定資産		4,946	4,006	3,370	3,011	△ 359	△ 10.7
	ソフトウェア		2,424	1,484	848	488	△ 360	△ 42.5
	電話加入権		2,522	2,522	2,522	2,522	0	0.0
	投資その他の資産		868,886	936,877	1,012,825	963,445	△ 49,380	△ 4.9
	投資有価証券		573,146	635,747	711,490	691,803	△ 19,687	△ 2.8
	差入敷金		135,097	134,767	133,687	132,785	△ 902	△ 0.7
	繰延税金資産		158,112	160,826	161,469	134,632	0	0.0
	長期前払費用		1,750	4,755	5,397	3,443	△ 1,954	△ 36.2
	その他		780	780	780	780	0	0.0
資 産 合 計			3,887,597	3,889,081	3,946,909	4,033,955	87,046	2.2
負 債	債		741,862	645,728	603,714	612,786	9,072	1.5
	流動負債		224,956	202,756	162,011	163,613	1,602	1.0
	未払金		106,730	100,559	59,411	74,182	14,771	24.9
	未払費用		890	627	708	755	47	6.6
	未払法人税等		28,221	30,819	27,323	5,556	△ 21,767	△ 79.7
	預り金		54,680	39,372	41,169	50,750	9,581	23.3
	前受収益		28,562	27,230	28,684	27,377	△ 1,307	△ 4.6
	賞与引当金		5,870	4,146	4,714	4,989	275	5.8
	固定負債		516,905	442,972	441,702	449,173	7,471	1.7
	長期未払金		58,800	0	0	0	0	—
	退職給付引当金		45,411	48,078	38,250	43,448	5,198	13.6
	役員退職慰労引当		2,034	3,151	2,665	3,445	780	29.3
	受入敷金		410,660	391,743	400,787	402,280	1,493	0.4
	純 資 産		3,145,735	3,243,352	3,343,195	3,421,169	77,974	2.3
株主資本	株主資本		3,146,491	3,242,498	3,346,359	3,427,182	80,823	2.4
	資本金		1,851,500	1,851,500	1,851,500	1,851,500	0	0.0
	利益剰余金		1,296,491	1,392,498	1,496,359	1,577,182	80,823	5.4
	利益準備金		1,851	1,851	1,851	3,701	1,850	99.9
	その他利益剰余金		1,294,640	1,390,647	1,494,508	1,573,480	78,972	5.3
	繰越利益剰余金		1,294,640	1,390,647	1,494,508	1,573,480	78,972	5.3
	自己株式		△ 1,500	△ 1,500	△ 1,500	△ 1,500	0	0.0
	評価・換算差額等		△ 756	854	△ 3,164	△ 6,012	△ 2,848	90.0
	その他有価証券 評価差額金		△ 756	854	△ 3,164	△ 6,012	△ 2,848	90.0
負債・純資産合計			3,887,597	3,889,081	3,946,909	4,033,955	87,046	2.2

※表中の金額については、単位未満を切り捨てていますので、その内訳と合計が一致しない場合があります。

社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会

第1 監査等の種類

公の施設の指定管理者監査及び財政援助団体監査

第2 監査等の対象

社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会（以下「社協」という。）における主に令和5年度の公の施設の管理運営及び市の財政的援助に係る出納その他の事務の執行

1 財政的援助の状況

（1）地域福祉活動振興補助金	136,164,000円
（2）地域福祉権利擁護事業補助金	562,065円
（3）物価高騰等対策指定管理者継続支援金	
ア 宝塚市立総合福祉センター	2,028,000円
イ 宝塚市立大型児童センター	645,000円
ウ 宝塚市立老人福祉センター	1,859,000円
エ 宝塚市立安倉児童館	88,000円
オ 宝塚市立高司児童館	38,000円

2 公の施設の指定管理の状況

（1）宝塚市立総合福祉センター指定管理料	35,228,000円
（2）宝塚市立大型児童センター指定管理料	33,517,000円
（3）宝塚市立老人福祉センター指定管理料	53,581,000円
（4）宝塚市立安倉児童館指定管理料	22,225,000円
（5）宝塚市立高司児童館指定管理料	20,883,000円
（6）宝塚市立安倉西・安倉南身体障害者支援センター指定管理料	232,460,708円

第3 監査等の期間

事務局監査 令和6年10月1日から令和6年11月28日まで

監査委員監査 令和6年11月28日

第4 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、公の施設の指定管理について、施設の管理運営業務が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか、また、交付した補助金等が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第5 監査等の結果

公の施設の管理運営及び財政的援助に係る出納その他の事務について、おおむね適正に執行されていました。

第6 指摘・意見

指摘・意見すべき事項はありません。

第7 補助金の概要

1 地域福祉活動振興補助金

社協が実施する地域福祉推進事業等の経費の一部を補助することにより、地域福祉推進の中心的役割を担う社協の安定的な事業運営を支援し、福祉人材の発掘・育成を行い、住民による課題解決力を高め、福祉コミュニティの推進を図るものです。

2 地域福祉権利擁護事業補助金

社協が認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な者が自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用の援助や、日常的な金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業に係る経費の一部を補助することにより、利用者の負担の軽減を図るとともに、権利擁護に資することを目的としています。

3 物価高騰等対策指定管理者継続支援金

コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた指定管理者の負担の軽減措置として臨時的に支援するものです。

第 8 指定管理の概要

1 宝塚市立総合福祉センター

(1) 指定管理期間及び指定管理料

ア 指定管理期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

イ 指定管理料 令和 5 年度 35,228,000 円

(2) 指定管理施設の概要

ア 所在地 宝塚市安倉西 2 丁目 1 - 1

イ 構造 鉄筋コンクリート造 3 階建一部 4 階建

ウ 利用時間 午前 9 時から午後 9 時まで

毎月第 2 木曜日及び第 4 木曜日、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日は休み

(3) 施設設置の目的

市内の福祉の総合拠点として、貸室・専用室の利用を促進し、活動の場を提供することにより当事者活動の活性化を図り、市民の福祉向上と地域福祉活動の推進に寄与するものです。

(4) 指定管理者が行う業務

ア 老人福祉の増進に関すること

イ 障害者及び障害児の福祉の増進に関すること

ウ 母子家庭、父子家庭および寡婦の福祉に関すること

エ 児童福祉の増進に関すること

オ 福祉団体の活動の場の提供に関すること

カ ボランティアの社会活動に必要な便宜提供に関すること

キ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

2 宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センター

(1) 指定管理期間及び指定管理料

ア 指定管理期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

イ 指定管理料

(ア) 宝塚市立大型児童センター 令和 5 年度 33,517,000 円

(イ) 宝塚市立老人福祉センター 令和 5 年度 53,581,000 円

(2) 指定管理施設の概要

ア 所在地 宝塚市売布東の町 1 2 - 8

イ 構造 重量鉄骨造 3 階建一部鉄筋コンクリート造

ウ 利用時間 土曜日、日曜日及び祝日 午前 9 時から午後 5 時まで

上記以外 午前 9 時から午後 9 時まで

毎月第 1 火曜日及び第 3 火曜日、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日は休み

(3) 施設設置の目的

ア 宝塚市立大型児童センター

児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするものです。

イ 宝塚市立老人福祉センター

高齢者がいきいきと地域社会で生活を続けられるよう、生きがいづくりや仲間づくりを行いながら、健康増進・自己啓発を進め、介護予防支援を行う。また、超高齢化社会におけるシニアの社会参加を促進し、市内の関係機関と連携を図りながら事業を推進していくものです。

(4) 指定管理者が行う業務

ア 宝塚市立大型児童センター

(ア) 児童の健全な遊びの場の提供

(イ) 児童の遊びの指導

(ウ) 児童のクラブ活動の育成及び指導

(エ) 児童の自主活動及び自主サークル形成の支援

(オ) 児童館の統括及び運営指導

イ 宝塚市立老人福祉センター

(ア) 利用者の生きがい、やりがい、つながりの場の提供

(イ) 高齢者カレッジ事業

(ウ) 主催教室

(エ) 個人ボランティア養成

(オ) 世代間交流事業

(カ) 介護予防事業

(キ) 地域の担い手づくりの支援

(ク) 相談事業

3 宝塚市立安倉児童館

(1) 指定管理期間及び指定管理料

ア 指定管理期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

イ 指定管理料 令和 5 年度 22, 225, 000 円

(2) 指定管理施設の概要

ア 所在地 宝塚市安倉南 1 丁目 2 - 1

イ 構造 R C 造 3 階建

ウ 利用時間 午前 10 時から午後 5 時まで

日曜日及び祝日、12月29日から1月3日は休み

(3) 施設設置の目的

児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするものです。

(4) 指定管理者が行う業務

ア 子どもの居場所づくり事業

イ 地域子育て支援拠点事業

ウ 子ども、子育て家庭を中心とした地域のネットワークづくり事業

エ 出前児童館事業

オ 障害者支援センターとの複合施設としての連携事業

4 宝塚市立高司児童館

(1) 指定管理期間及び指定管理料

ア 指定管理期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

イ 指定管理料 令和5年度 20,883,000 円

(2) 指定管理施設の概要

ア 所在地 宝塚市高司4丁目4-24

イ 構造 R C 造 2 階建て（2 階部分は閉鎖）

ウ 利用時間 午前 10 時から午後 5 時まで

日曜日及び祝日、12月29日から1月3日は休み

(3) 施設設置の目的

児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするものです。

(4) 指定管理者が行う業務

ア 子どもの居場所づくり事業

イ 地域子育て支援拠点事業

ウ 子ども、子育て家庭を中心とした地域のネットワークづくり事業

エ 出前児童館事業

5 宝塚市立安倉西・安倉南身体障害者支援センター

(1) 指定管理期間及び指定管理料

ア 指定管理期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

イ 指定管理料 令和5年度 232,460,708 円

(2) 指定管理施設の概要

ア 宝塚市立安倉西身体障害者支援センター

(ア) 所在地 宝塚市安倉西 2 丁目 1 - 2 (建物は安倉デイサービスセンター及び
共同利用施設安倉西会館と共通)

(イ) 構造 R C 造 3 階建

(ウ) 利用時間 午前 10 時から午後 5 時まで (送迎時間含まず)

日曜日、祝日 (一部開所)、12 月 31 日から 1 月 3 日は休み

(エ) 定員 40 人

イ 宝塚市立安倉南身体障害者支援センター

(ア) 所在地 宝塚市安倉南 1 丁目 2 - 1 (建物は安倉児童館と共通)

(イ) 構造 R C 造 3 階建

(ウ) 利用時間 午前 10 時から午後 5 時まで (送迎時間含まず)

日曜日、祝日 (一部開所)、12 月 31 日から翌年 1 月 3 日は休み

(エ) 定員 40 人

(3) 施設設置の目的

身体障害者に対し入浴の介護、食事の提供、創作的活動、機能訓練等の支援を行う
ことにより、身体障害者の自立、社会参加の促進、生活の改善及び身体の機能の維持
向上等を図り、もって身体障害者の福祉を増進するものです。

(4) 指定管理者が行う業務

ア 支援センター条例第 3 条に規定する次の事業を遂行する業務

イ 利用許可に関する業務

ウ 利用料金の徴収に関する業務

エ 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

オ その他支援センターの管理に関し市長が必要と認める業務

第 9 団体の概要

1 名称等

(1) 団体名称 社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会

(2) 事務所所在地 宝塚市安倉西 2 丁目 1 番 1 号

(3) 法人の設立日 昭和 43 年 3 月 25 日

(4) 代表者 理事長 福本 芳博

(5) 資産の総額 820,017,552 円

2 目的

社会福祉協議会は、地域住民やボランティア、保健・福祉関係者、民間企業が集まって、まちの福祉について協議し、推進する団体です。社会福祉法に基づき、全国の都道府県市町村に設置されています。

宝塚市社会福祉協議会では、宝塚に住んでいる人が孤立することなく、支えあいながら、自分らしく生活できるように、人と人をつないだり、支えあい・話し合いの場をつくる役割や活動を担っています。

3 事業

- (1) 社会福祉を目的とする事業の研究及び総合的企画
- (2) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (3) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (4) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (5) (1) から (4) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (7) 共同募金事業への協力
- (8) 心配ごと相談事業
- (9) 善意銀行に関する事業
- (10) 日本赤十字社社資募集事業への協力
- (11) ボランティア活動の振興
- (12) 老人訪問介護事業の経営
- (13) 老人デイサービス事業の経営
- (14) 福祉サービス利用援助事業
- (15) 障害福祉サービス事業の経営
- (16) 相談支援事業の経営
- (17) 移動支援事業の経営
- (18) 地域活動支援センターの経営
- (19) 生活福祉資金貸付事業
- (20) 老人福祉センターの経営
- (21) 児童厚生施設の経営
- (22) 自立相談支援事業

- (23) 生活支援体制整備事業
- (24) その他この法人の目的達成のため必要な事業
- (25) 総合福祉センターの経営
- (26) 訪問介護事業の経営
- (27) 居宅介護支援事業の経営
- (28) 地域包括支援センターの経営
- (29) 日中一時支援事業の経営

4 市との関係

(1) 市出資額

該当なし

(2) 役員の兼務等

理事長（元市職員）

理事（元市職員）

理事（元市職員）

理事（市健康福祉部長）

監事（市健康福祉部福祉推進室長）

一般社団法人宝塚にしたに里山ラボ

第1 監査等の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査等の対象

一般社団法人宝塚にしたに里山ラボ（以下「里山ラボ」という。）における主に令和5年度の公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行

1 公の施設の指定管理の状況

宝塚自然の家指定管理料 18,000,000円

第3 監査等の期間

事務局監査 令和6年10月1日から令和6年11月28日まで

監査委員監査 令和6年11月28日

第4 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、公の施設の指定管理について、施設の管理運営業務が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第5 監査等の結果

公の施設の管理運営に係る出納その他の事務について、おおむね適正に執行されていました。

第6 指摘・意見

指摘・意見すべき事項はありません。

第7 指定管理の概要

1 指定管理期間及び指定管理料

ア 指定管理期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

イ 指定管理料 令和5年度 18,000,000 円

2 指定管理施設の概要

- (1) 名 称 宝塚市立宝塚自然の家
- (2) 所 在 地 宝塚市大原野字松尾1番地
- (3) 主な施設
 - ア 本館 延べ床面積 1,646.46 m²
 - イ 管理棟 敷地面積 34.78 m²
 - ウ 多目的広場 敷地面積 4,400 m²
 - エ 天文台 敷地面積 50 m²

3 施設設置の目的

豊かな自然環境の中で、野外活動、自然体験、自然環境学習等を通じて市民の心身の健全な育成を図るとともに、生涯学習に係る機会の提供に資することを目的としています。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関すること
- (2) 施設の維持管理に関すること
- (3) 施設の設置管理条例に規定する事業の実施に関すること

第8 里山ラボの概要

1 名称等

- (1) 名称 一般社団法人宝塚にしたに里山ラボ
- (2) 所在地 宝塚市大原野字波坂1番地の6 4
- (3) 設立日 令和3年5月19日

2 目的及び事業

里山・中山間地域の景観や暮らしや文化を守り伝えていくとともに、人、物、情報等がつながる場や機会を興し、持続可能な「里山とまちが共存する循環型社会」をつくることを目的としています。

- (1) 里山の景観や暮らしや文化を守り伝えていく事業

- (2) 里山や自然を体験する事業
- (3) 農産物や食に関する事業
- (4) 人や物や情報等をつなぐ事業
- (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

3 市との関係

- (1) 市出資額
該当なし
- (2) 役員の兼務等
該当なし

特定非営利活動法人宝塚高次脳機能障害者共生の会

第1 監査等の種類

財政援助団体監査

第2 監査等の対象

特定非営利活動法人宝塚高次脳機能障害者共生の会（以下「共生の会」という。）

における主に令和5年度の市の財政的援助に係る出納その他の事務の執行

- | | |
|------------------------|------------|
| ・地域活動支援センター補助金 | 5,122,000円 |
| ・物価高騰等対策障害福祉サービス等継続支援金 | 65,000円 |

第3 監査等の期間

事務局監査 令和6年10月1日から令和6年11月28日まで

第4 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、交付した補助金等が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第5 監査等の結果

財政的援助に係る出納その他の事務について、おおむね適正に執行されていた。

第6 指摘・意見

指摘・意見すべき事項はありません。

第7 補助金の概要

1 地域活動支援センター補助金

地域活動支援センターを設置し^{がい}障害者にサービスを提供する者に対し、その経費の一部を補助するものです。

2 物価高騰等対策障害福祉サービス等継続支援金

コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた事業者の負担の軽減措置として臨時的に支援するものです。

第8 共生の会の概要

1 名称等

- (1) 名称 特定非営利活動法人宝塚高次脳機能障害者共生の会
- (2) 所在地 宝塚市小林5丁目3番43号 エスティ宝塚106号室
- (3) 設立日 平成24年9月20日
- (4) 運営施設 地域活動支援センター W a k a b a

2 目的及び事業

交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受け、後遺症として高次脳機能障害を受傷した当事者、その家族及び支援者に対して、^が障^い碍の正しい知識の普及と情報提供を行い当事者の社会復帰、社会参加の促進、就労支援及び家族が抱える負担の軽減を図るとともに、世間の誰もがなりうる脳^が障^い碍に対し、支援者及び第三者への理解を深めることに関する事業を行い、当事者とその家族が安心して社会生活を営める環境を築くことに寄与することを目的としています。

- (1) 障害者福祉施策に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 福祉に関する地域啓発事業及び調査・研究事業
- (3) 教育機関と連携する障^が碍児とその家族の相談支援や生活支援事業

3 市との関係

- (1) 市出資額
該当なし
- (2) 役員の兼務等
該当なし